

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、主幹、係長その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 系の統括及び連絡、調整
- (2) 国県との連絡及び調整
- (3) 事務局長の職務補佐
- (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 主幹及び係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、浜坂町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第8条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、浜坂町の例による。

(給与)

第9条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、浜坂町の例により協議会が支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

別表（第3条関係）

係 名	分 掌 事 務
総 務 係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 合併に係る資料の編纂に関すること 7 人事に関すること 8 報酬等支給に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新町の名称に関すること 12 新町の事務所の位置に関すること 13 その他他の係に属さないこと
計 画 係	1 新町建設計画に関すること 2 財政計画に関すること
調 整 係	1 財産の取扱いに関すること 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 地方税の取扱いに関すること 4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 5 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 6 事務機構及び組織の取扱いに関すること 7 一部事務組合等の取扱いに関すること 8 公共的団体等の取扱いに関すること 9 町名・字名の取扱いに関すること 10 慣行の取扱いに関すること 11 その他総務文教関係に関すること 12 国民健康保険事業の取扱いに関すること 13 介護保険事業の取扱いに関すること 14 消防団の取扱いに関すること 15 その他民生福祉事業の取扱いに関すること 16 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 17 その他産業建設事業の取扱いに関すること 18 条例、規則等の取扱いに関すること 19 使用料、手数料等取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること